

後期高齢者医療保険のお知らせ

問い合わせ 国保年金課 公費医療係

(管内線305・315)

8月から被保険者証が新しくなります

8月1日から使用する新しい被保険者証(水色)を、7月下旬に郵送します。有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期間で交付することがあります。



8月1から使用できる新しい被保険者証(水色)

※例年、保険証は簡易書留(対面での手渡し)で郵送していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特定記録(住所の郵便受けに直接投函)で郵送します。

被保険者証の自己負担割合を「確認ください」

自己負担割合は、前年の所得をもとに、1割か3割に決定します。通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が14.5万円以上の場合には3割となります。

ただし、次の1か2に該当する場合には、申請すれば自己負担割合が1割になります。対象者には、6月に通知していますので、申請が済みでない人は7月末日までに申請してください。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合で同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新について

現在の限度額適用認定証(注1)や限度額適用・標準負担額減額認定証(注2)(以下認定証等)の有効期限も7月末日です。この認定証等をすでにお持ちの人で、本年度も同じように認定証等を発行できる人には、8月1日から新しい認定証等を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

新たに認定証等の交付を希望する場合は、市役所窓口での申請手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

(注1) 限度額適用認定証とは

負担割合が3割の人の中で、所得が一定額未満の人に発行します。あらかじめ医療機関窓口に表示すると、入院や高額な外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担額が限度額までとなります。

(注2) 限度額適用・標準負担額減額認定証とは

世帯全員が市町村民税非課税に該当する人に発行します。あらかじめ医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担額が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

後期高齢者医療保険料について

被保険者の皆さんへ「令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を7月中旬にお届けしますので、ご確認ください。

均等割額の軽減

本年度は、世帯の所得状況にあわせて保険料軽減措置(被保険者均等割の7.75割・7割・5割・2割軽減)を行います。

被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、後期高齢者医療加入後2年間、5割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会

管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※均等割額が7.75割軽減、7割軽減に該当する人は、そちらが優先されます。

傷病手当金について

給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症などにより給与の全部または一部を受けることができなかつた場合、傷病手当金支給の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

徴収猶予について

新型コロナウイルスの影響などにより納付が一時に困難な人に対し、最長6カ月の徴収を猶予できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

保険料	※最高限度額64万円、10円未満切り捨て
均等割額	55,687円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります。
所得割額	総所得金額等 -33万円(基礎控除額) × 所得割率 10.77%